

# <令和7年度手引の主な変更点>

## 1 申請書類の受付時間の変更

申請書類の受付時間の変更 …表紙

Before

【受付時間】 午前 9:00～午後 5:00

- ※ 新規申請や更新申請等、手数料の納入が必要な申請については、午前 9:00～11:30、午後 1:00～4:00に御来庁ください。



After

【受付時間】

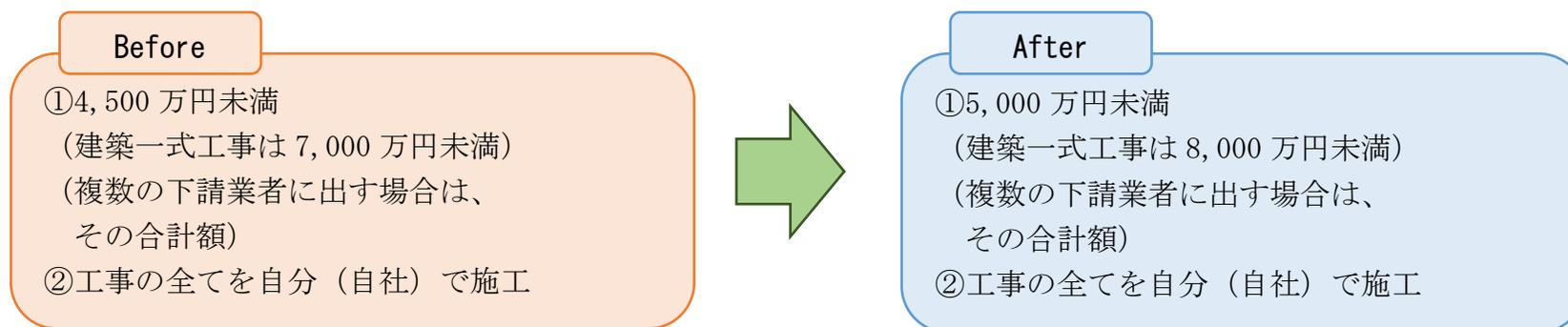
(申請) 午前 9:00～午後 4:00

(届出) 午前 9:00～午後 5:00

- ※ 新規申請や更新申請等、手数料の納入が必要な申請については、午後4時までに発券機で番号札を発券する必要があります。  
午後4時以降に発券した場合は入金を行うことができず、受け付けられませんので御注意ください(再来含む。)
- ※ 正午～午後 1:00の間は人員を減らしての対応となります。

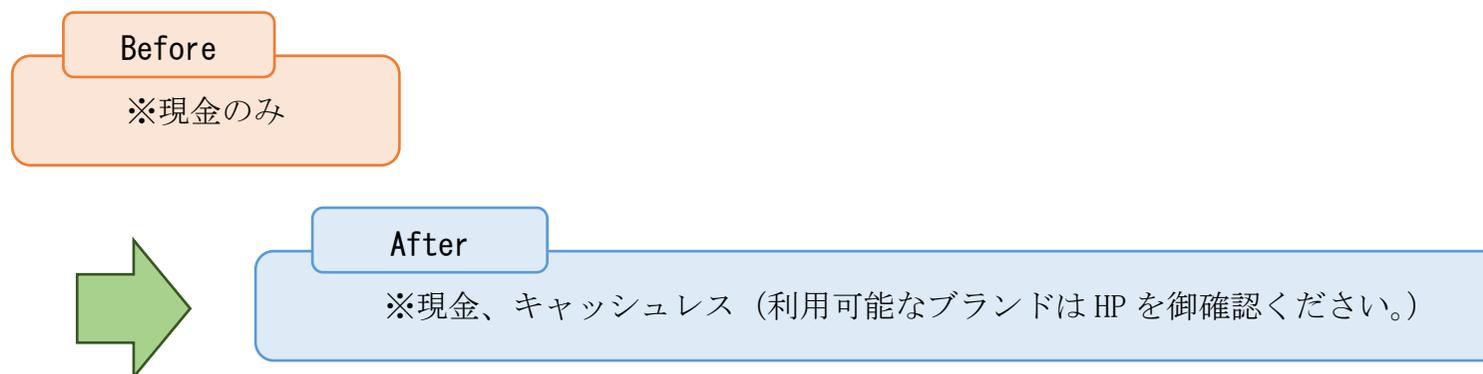
## 2 特定建設業許可が必要な下請契約金額の変更

「(1) 下請契約金額の制限」の一般建設業の制限範囲を変更 …P6



## 3 窓口受付の場合における手数料納入方法の追加

「ア 窓口受付の場合」の手数料納入方法の注釈にキャッシュレスを追加 …P11



## 4 常勤性を確認する資料の変更

(1) 「①【申請日現在での常勤性を確認できる資料】」を変更 …P57、64、103、109

「健康保険証の写し」の代わりに以下のいずれかの写しを提出

- ・ 健康保険証（令和7年12月1日以前の提出時に限る。令和7年12月2日以降提出時は不可）
- ・ マイナンバーカード（マイナ保険証）の表面
- ・ 資格確認書（「資格情報のお知らせ」とは異なることに注意）

(2) 「変更に係る確認資料」における「健康保険証の写し」の取扱いを変更 …P103、109

令和7年12月2日以降の届出の場合、交代日時点の常勤確認資料として「健康保険証の写し」は不可

(3) 「(イ) 証明期間の常勤を示す資料」における「健康保険証の写し」の取扱いを変更 …P67

令和7年12月2日以降の申請・届出の場合、証明期間の常勤確認資料として「健康保険証の写し」は不可

※ 証明期間が令和7年12月1日以前であったとしても不可であることに注意

## 5 登録基幹技能者の追加

建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる登録基幹技能者について、以下の 3 つを追加 …P80

- 登録土質改良基幹技能者
- 登録都市トンネル基幹技能者
- 登録潜函基幹技能者

建設業の種類	基幹技能者																												建設業の種類		
	登録土木基幹技能者	登録建築工基幹技能者	登録電気工基幹技能者	登録機械工基幹技能者	登録造船工基幹技能者	登録船舶修理工基幹技能者																									
大																														大	
左																															左
石																															石
煙																															煙
電																															電
管																															管
夕																															夕
類																															類
種																															種
し																															し
ゆ																															ゆ
板																															板
方																															方
建																															建
防																															防
内																															内
環																															環
絶																															絶
通																															通
開																															開
井																															井
具																															具
消																															消
解																															解

※平成30年4月1日前に交付された講習修了証（旧様式）でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習上の表で○印のある講習については、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について10年以上の実務経験を有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていると確認できる。なお、登録機械土工基幹技能者講習、登録船舶修理工基幹技能者講習及び登録船舶修理工基幹技能者講習においては、「土木事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木事業については、主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

## 6 その他

- 刑法の改正に伴い欠格要件の記述を修正 …P10
- 専任技術者の名称を営業所技術者等に修正
- 文言や本文体裁の調整、修正等